

大阪大学と吹田市との連携協力に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、「地域に生き世界に伸びる」をモットーとする大阪大学と「歴史と文化が息づき都市機能と自然が調和するまちづくり」を目指す吹田市が、歴史的・文化的資源の活用及び知的・人的資源の交流を図ることにより、文化、教育、産業、まちづくり等の分野において、大阪大学及び吹田市（以下「両者」という。）の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる事項について誠意をもって連携協力する。

- (1) 両者の歴史的・文化的資源の活用に関する事項
- (2) 両者の知的・人的資源の交流に関する事項
- (3) 両者が協力して行う事業の推進・支援に関する事項
- (4) その他両者が有益にして必要と認める事項

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、原則として両者において各々応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両者が誠意をもって協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成16年10月1日

大阪大学

総長 宮原 秀夫

宮原秀夫



吹田市

市長 阪口 善雄

阪口善雄

